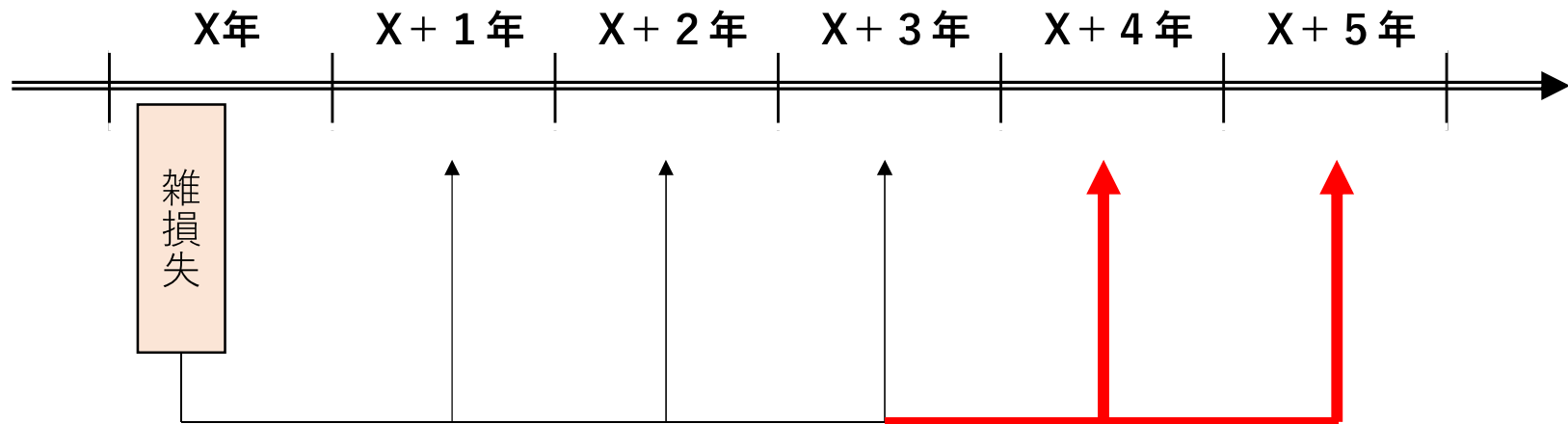


令和 5 年度税制改正の概要

特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し(雑損失)

- 特定非常災害による【住宅・家財等の損失】について、1年間で控除しきれない損失額(雑損失の金額)の繰越控除期間を3年間から5年間へと延長する。

<雑損失の繰越控除期間の見直し>



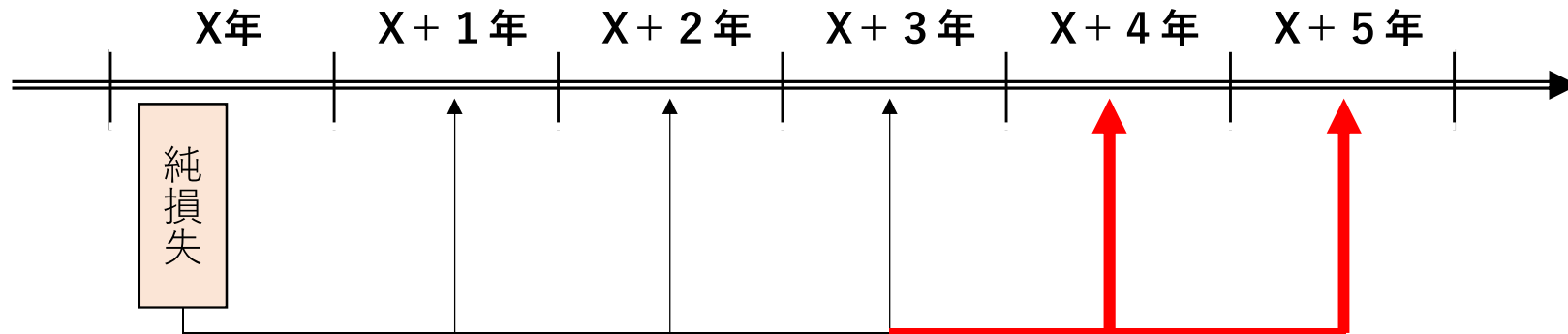
特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し(純損失)

○ 特定非常災害による【純損失】につき、以下の場合には、次の損失について繰越控除期間を3年間から5年間へと延長する。

- ① 保有する事業用資産等のうち、特定非常災害に指定された災害により生じた損失(特定被災事業用資産の損失)の割合が10%以上である場合、
 - ・ 青色申告者についてはその年に発生した全純損失の繰越を5年間、
 - ・ 白色申告者については被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額の繰越を5年間認める。
- ② 特定被災事業用資産の損失の割合が10%未満の場合には、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額の繰越を5年間認める。

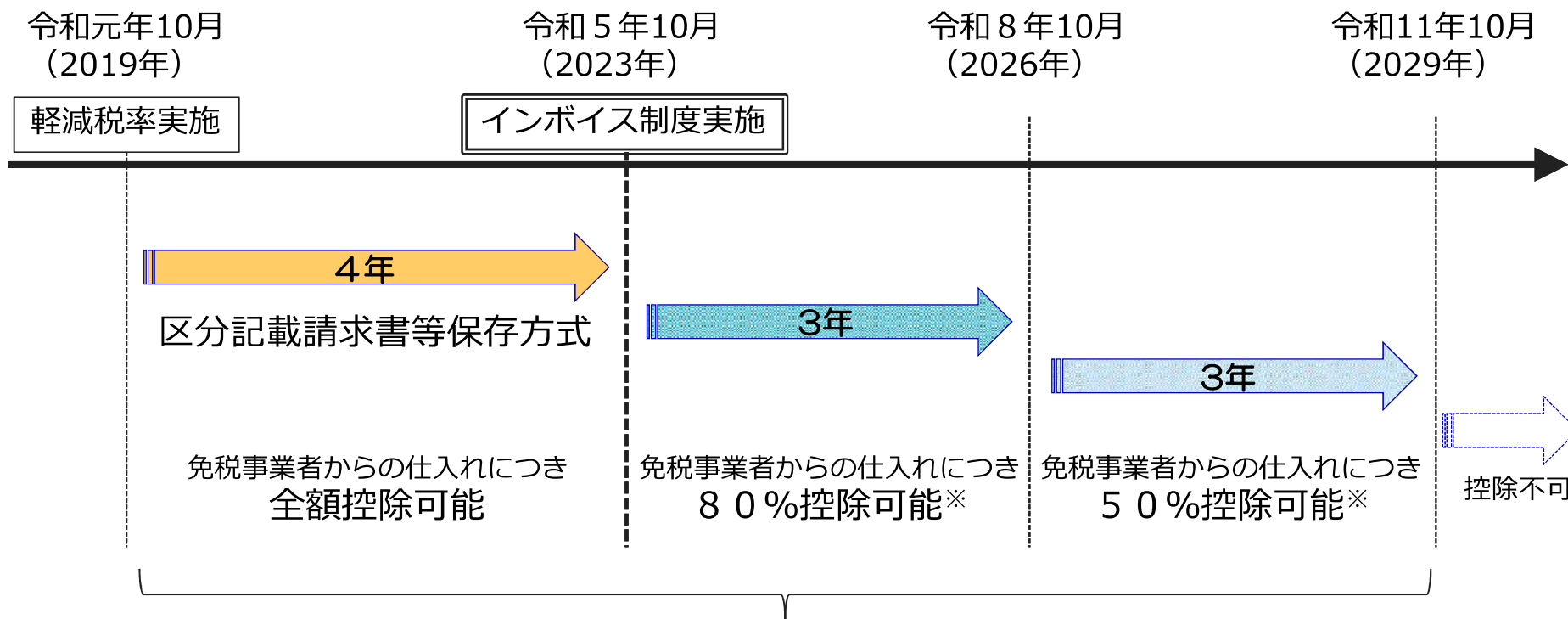
※ 純損失:不動産所得、事業所得、譲渡所得及び山林所得の金額の計算上生じた損失(総収入金額から必要経費(災害による事業用資産の損失を含む)を引いたもの)の金額のうち、損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額

<青色申告者であって特定非常災害による被災事業用資産の損失の割合が10%以上である場合>



免税事業者からの仕入れに係る経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



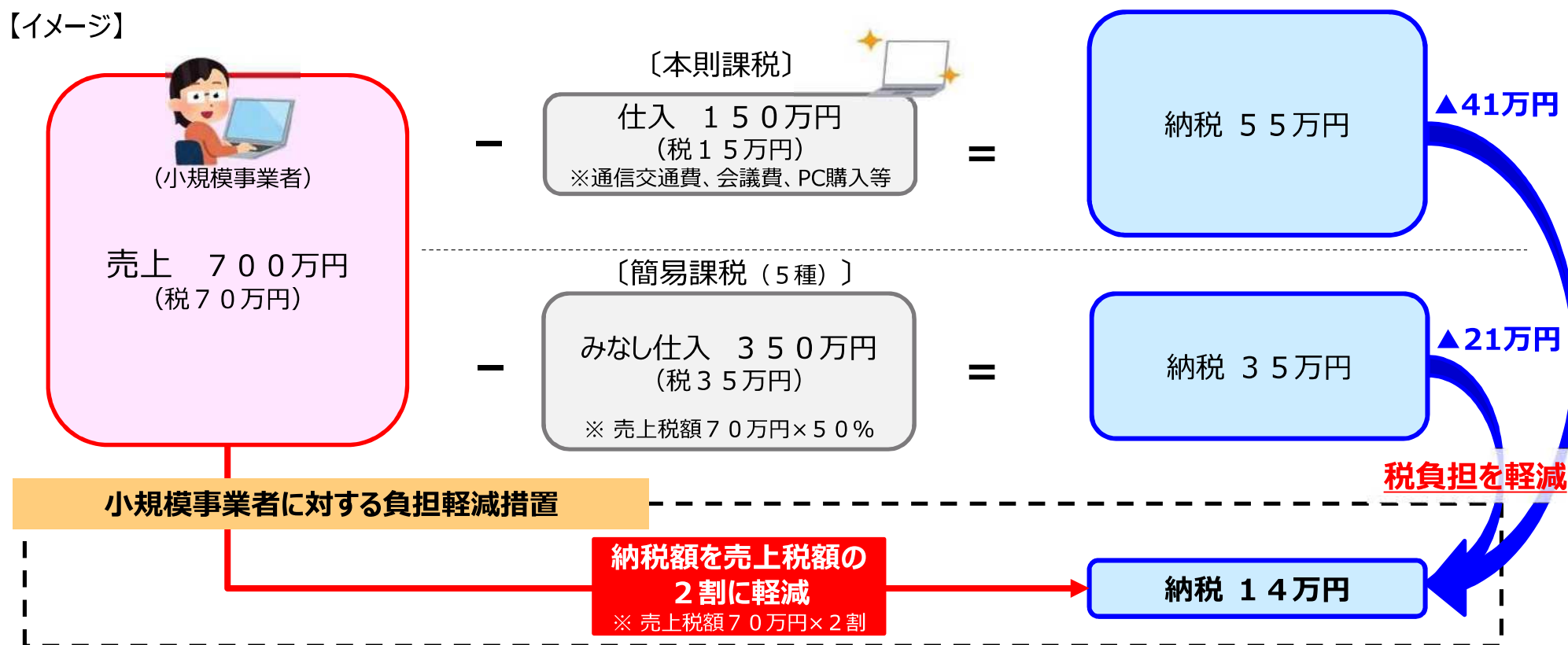
インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

- 免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間**講ずることとする。
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



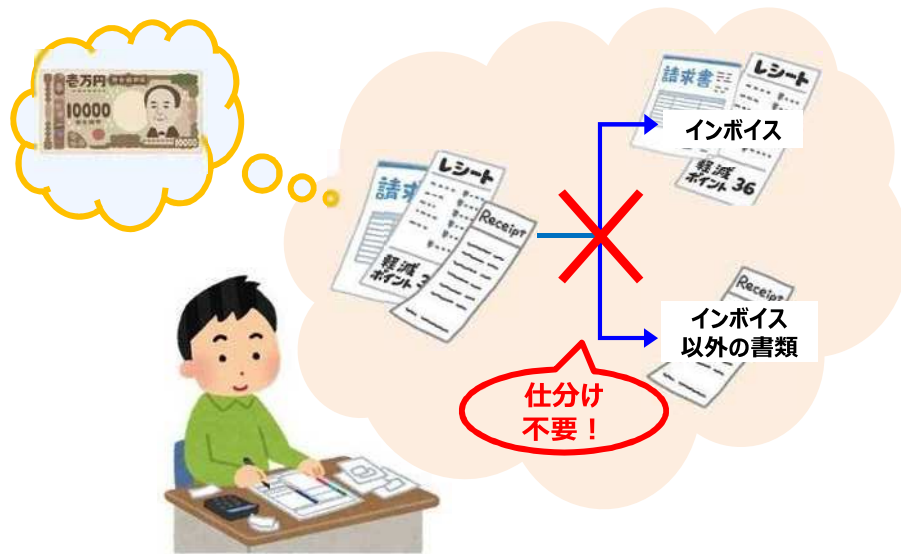
※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるような**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

【改正後】

- **基準期間**（前々年・前々事業年度）における**課税売上高が1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間**、**1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



〔対象となる事業者の範囲〕

全事業者の90.7%が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者のみ**を対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

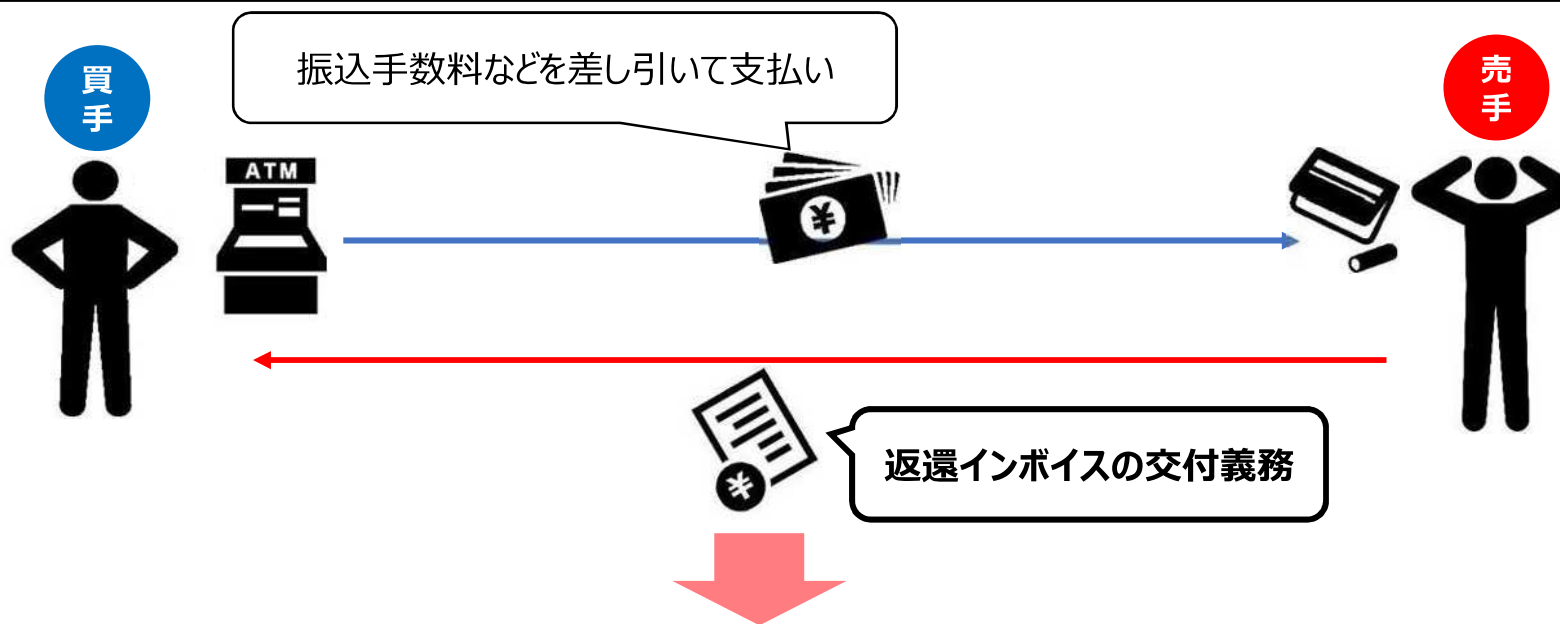
（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

少額な返還インボイスの交付義務の見直し

- インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、**値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課される**こととなる。
- この点については、例えば決済の際に、買手側の都合で差し引かれた**振込手数料相当額**やその他の経費を、売手が**「売上値引き」として処理**する場合に新たな事務負担になる、との懸念の声が聞かれるところ。
※ 下請法においては取引発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合にのみ、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められることに留意が必要。

【改正後】

- 上記を踏まえ、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、**少額な値引き等（1万円未満）**については、**返還インボイスの交付を不要**とする。



改正後：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする

電子帳簿等保存制度の見直し

1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度の見直し

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度については、原則として保存要件^(注)に従って、電子取引データを保存しなければならないこととされている。
- 今回の見直しにおいて、電子取引データを保存要件^(注)に従って保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずる。

(注) 具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等がある。

改正前

- 保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないことが原則だが、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくことをもって、その電子取引データの保存に代えることができる。（経過措置）

改正後

- 左記の経過措置は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止。
- 相当の理由があると認める場合（事前手続不要）、その電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする。

※1 上記のほか、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。

※2 令和6年1月1日以後に行う電子取引について適用される。

2 スキャナ保存制度の見直し

○ スキャナ保存制度について、制度の利用促進を図る観点から、以下のとおり更なる要件の緩和措置を講ずる。

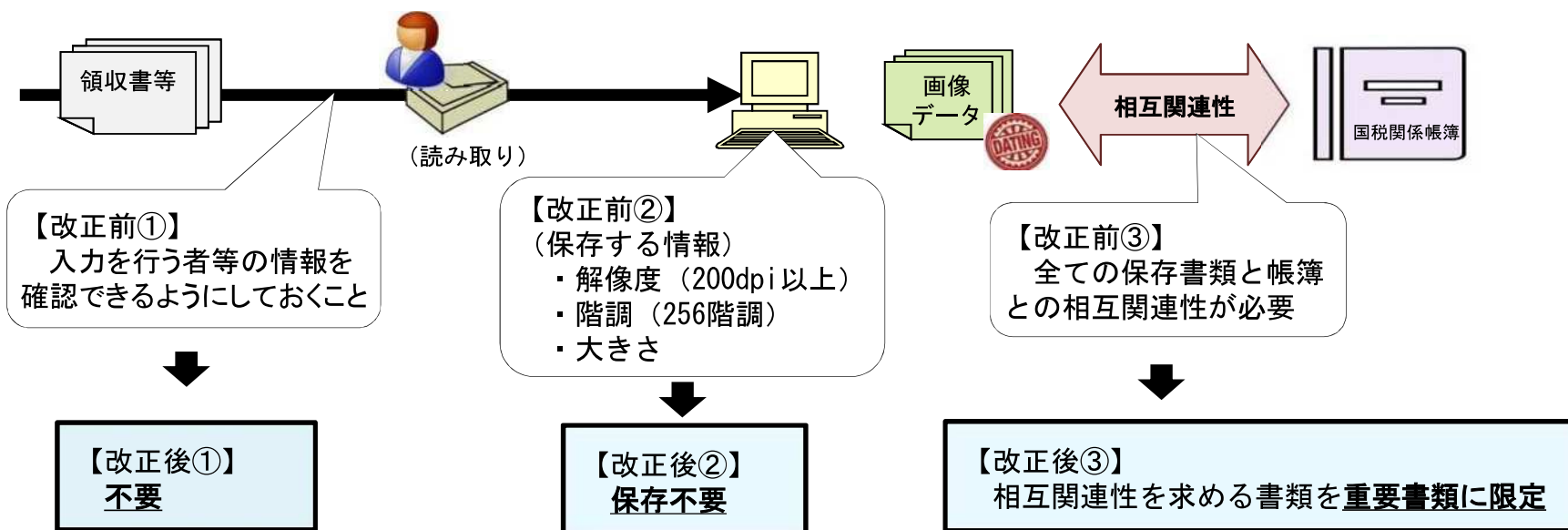
- ① 記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことを不要とする。
- ② スキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存を不要とする。
- ③ 帳簿との相互関連性を求める書類を重要書類に限定する。

※ 重要書類：資金や物の移動に直結・連動する書類（契約書、領収書、請求書等）

（参考）スキャナ保存制度の概要

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることを可能とする制度。

【改正のイメージ】



※ 令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用される。

3 電子帳簿等保存制度の見直し（優良電子帳簿の範囲の見直し）

- 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置^(注)の対象帳簿（所得税・法人税）の範囲について、以下の合理化・明確化を行う。

（注）「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、対象帳簿について優良な電子帳簿の要件（訂正・削除・追加の履歴（トレーサビリティ）の確保の要件、各帳簿間の相互関連性の確保の要件、検索機能の確保の要件）を満たして保存等がされた場合において、帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税を5%軽減する制度。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">○ 過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲については「<u>仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（全て）</u>」とされている。	<ul style="list-style-type: none">○ 「その他必要な帳簿」について、申告に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするという観点から、帳簿の範囲を合理化・明確化。 <p><対象となる帳簿の具体例></p> <ul style="list-style-type: none">▪ 売上帳、仕入帳、経費帳（賃金台帳を除く。）、売掛帳、買掛帳 <p>（注）所得税の場合は、賃金台帳も対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、有価証券受払い簿▪ 固定資産台帳、繰延資産台帳 等

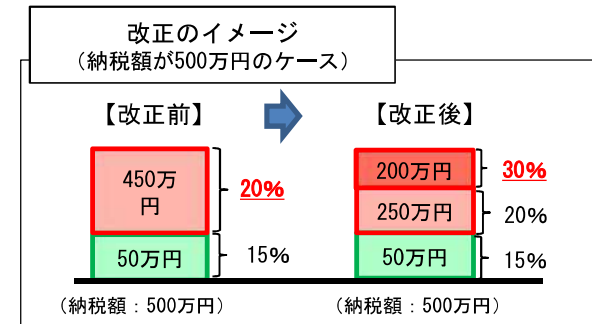
※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

- 社会通念に照らして申告義務を認識していなかったと言い難い規模の高額無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとする。

【改正の概要】

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
改正前	15%	20%	
改正後	同上	同上	30% (※1)



※1 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額（例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額（相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額））については、上記の300万円超の判定に当たっては除外される。

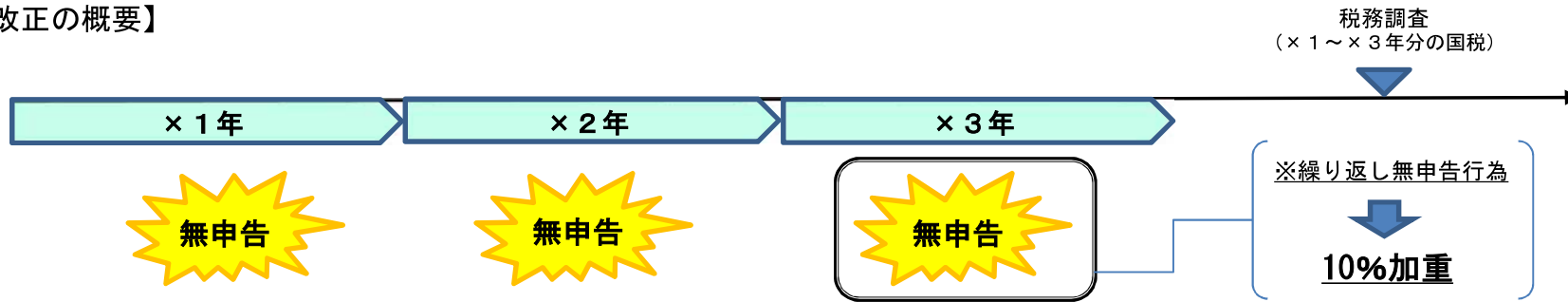
※2 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

- 繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税（注）又は重加算税（無申告）を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税（注）又は重加算税（無申告）を10%加重する措置を講じる。

（注） 調査通知前、かつ、更正・決定予知前の無申告加算税は除かれる。

【改正の概要】



【改正前】

《無申告の場合》無申告加算税 ⇒ 20% (15%)
※ () 内は納税額（増差税額）が50万円以下の部分

《仮装・隠蔽の場合》重加算税（無申告） ⇒ 40%

【改正後】

《無申告の場合》無申告加算税 ⇒ 30% (25%)
※ () 内は納税額（増差税額）が50万円以下の部分
（注）納税額（増差税額）が300万円超の部分は、上記の割合は「40%」となる。

《仮装・隠蔽の場合》重加算税（無申告） ⇒ 50%

※1 過去5年以内に無申告加算税等を課された者が再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合に課される無申告加算税等の加重措置のいずれかが適用される。

※2 上記の割合は、いずれも更正・決定予知後の加算税を前提とするもの。

※3 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。